

平成27年5月8日

各 位

上場会社名 株式会社 JMS 代表者名 代表取締役社長 奥窪 宏章 (コード番号 7702 東証第1部) 問合せ先 執行役員経営管理本部長 遠藤 正樹 TEL 082-243-5844

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月8日開催の取締役会において、平成27年6月19日開催予定の第50回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社定款におきましては、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第31条(取締役の責任免除)及び第41条(監査役の責任免除)を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第31条及び第41条の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第31条の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の責任免除) 第 31 条 〈省略〉 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、法令が規定する額とする。	(取締役の責任免除) 第31条 〈省略〉 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 取締役 <u>(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との 間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、当該契 約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定す る額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の責任免除)

第 41 条 〈省略〉

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害 賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額 は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の責任免除)

第 41 条 〈省略〉

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 19 日 (予定) 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 19 日 (予定)

以上